



目次

[法 律]

[条 約]

〔告 示〕

△

○

△

○

○

本号で公布された法令のあらまし

○投資の促進及び保護に関する日本国とモロッコ王国との間の協定の効力発生のための通告に関する件 (外務三三八)

○所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とペルー共和国との間の条約 (四)

○所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とジャマイカとの間の条約の効力発生のための通告に関する件 (同二三九)

○所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とウズベキスタン共和国との間の条約の日本国による通告に関する件 (同二四一)

○所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とモロッコ王国との間の条約の効力発生のための通告に関する件 (同二四二)

○所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とモロッコ王国との間の条約 (六)

○所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とモロッコ王国との間の条約 (七)

一 航空法の一部改正関係

1 空港等の設置者等による施設の管理に関する基準の強化

(1) 空港等の設置者又は航空保安施設の設置者は、国土交通省令で定める空港等及び航空保安施設の機能の確保に関する基準に従つて当該施設を管理しなければならないこととした。(第四七条第一項関係)

(2) 「(1)の基準(以下「機能確保基準」という。)は、次に掲げる事項について定めることとした。(第四七条第二項関係)

(1) 第二九条第一項第一号の規定への適合の確保に関する事項

(2) 施設の点検その他の維持管理及び改修に関する事項

(3) 施設の周辺における無人航空機の異常な飛行その他の航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為の防止に関する事項

(4) 自然灾害、航空事故、上空への無人航空機の侵入その他の空港等の機能を損なうおそれのある事象が生じた場合における措置に関する事項

(5) 二の4の(1)及び(2)の措置に関する事項

(6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、国土交通大臣が施設の機能の確保のために必要と認める事項

(3) 空港の設置者は、機能確保基準に従つて空港の機能を確保するために空港の設置者が遵守すべき事項に関し必要な事項を空港機能管理規程として定め、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に届け出なければならないとした。(第四七条第一関係)

〔政 令〕

○農林水産省組織令の一部を改正する政令 (一九七)

- 国立大学法人法施行令の一部を改正する政令 (一九八)
- 司法書士法施行令及び土地家屋調査士法施行令の一部を改正する政令 (一九九)

〔省 令〕

- 家畜伝染病予防法施行規則等の一部を改正する省令 (農林水産四四)
- 独立行政法人都市再生機構に関する省令 (国土交通五八)

二三

二二

二一

二〇

毛 種 三 二 四 二

一九九

一九八

一九七

一九六

一九五

二二

二一

二〇

二一

二二

◇ 家畜伝染病予防法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第二〇〇号）（農林水産省）
家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（令和二年法律第一六号）の施行期日を令和二年七月一日とし、飼養衛生管理に係る指導等の実施に関する指針・計画制度の創設に関する規定の施行期日を令和三年四月一日とすることとした。

◇ 家畜伝染病予防法施行令の一部を改正する政令（政令第二〇一号）（農林水産省）
家畜の伝染性疾病的名称のうち、「水胞性口炎」「ブルセラ病」「結核病」「ピロプラズマ病」「アナプラズマ病」「豚水胞病」及び「家きんサルモネラ感染症」の名称を、それぞれ「水疱性口内炎」「ブルセラ症」「結核」「ピロプラズマ症」「アナプラズマ症」「豚水胞病」と変更することとした。（第一条関係）

◇ 家畜以外の動物における伝染性疾病のまん延による当該伝染性疾病の病原体の拡散を防止するための通行の制限又は遮断の手続について、地方自治法（昭和三二年法律第六七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とすることとした。（第二条関係）

◇ その他の規定について所要の整備を行うこととした。この政令は、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（令和二年法律第一六号）の施行の日（令和二年七月一日）から施行することとした。

◇ 強制かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るために電気事業法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四九号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和二年七月一日とすることとした。

◇ 薬物及び劇物指定令の一部を改正する政令（政令第二〇三号）（厚生労働省）
次に掲げる物を薬物に指定することとした。
(一) 酸化コバルト(II) 及びこれを含有する製剤
(二) ジフチル(ジクロロ)スタンナン及びこれを含有する製剤
(三) 硫化ニナトリウム及びこれを含有する製剤
(四) 一二アミノプロパン一一オール及びこれを含有する製剤
(五) 一二イソブトキシエタノール及びこれを含有する製剤
(六) ノニルフェノール及びこれを含有する製剤
(七) 一二ビニル一一ヒドリドン及びこれを含有する製剤
(八) ふつ化アンモニウム及びこれを含有する製剤
(九) ベンゼン一一四ジカルボニルジクロリド及びこれを含有する製剤
(十) ベンゾイルクロリド及びこれを含有する製剤
五バーセント以下を含有するものを除く。

◇ 薬物及び劇物指定令の一部を改正する政令（政令第二〇三号）（厚生労働省）
次に掲げる物を薬物に指定することとした。
(一) 酸化コバルト(II) 及びこれを含有する製剤
(二) ジフチル(ジクロロ)スタンナン及びこれを含有する製剤
(三) 硫化ニナトリウム及びこれを含有する製剤
(四) 一二アミノプロパン一一オール及びこれを含有する製剤
(五) 一二イソブトキシエタノール一一オール四バーセント以下を含有するものを除く。
(六) 一二イソブトキシエタノール及びこれを含有する製剤
(七) 一二アミノプロパン一一オール四バーセント以下を含有するものを除く。
(八) 一二イソブトキシエタノール一一オール四バーセント以下を含有するものを除く。
(九) ノニルフェノール及びこれを含有する製剤
(十) 一二ビニル一一ヒドリドン及びこれを含有する製剤
(十一) ベンゼン一一四ジカルボニルジクロリド及びこれを含有する製剤
(十二) ベンゾイルクロリド及びこれを含有する製剤
五バーセント以下を含有するものを除く。

◇ 投資の促進及び保護に関する日本国とモロッコ王国との間の協定（条約第三号）（外務省）
この協定は、投資の促進及び保護に関する事項を規定しており、投資環境の枠組みを整備するものであって、その概要是、次のとおりである。
1 この協定における用語を定義している。（第一條関係）
2 一方の締約国は、自國の関係法令に従い、他方の締約国による投資を許可することを規定している。また、各締約国は、この協定の実施及び運用に関連し、又は影響を及ぼす法令等を可能な限り合理的な期間内に公表すること等を規定している。さらに、各締約国は、この協定の対象となる事項に関する腐敗行為の防止等のため措置をとること等を確保するよう努めることを規定している。（第七条関係）

4 一方の締約国は、他方の締約国の投資家の投資に対する公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む国際債権法に基づく待遇を与えること等を規定している。（第四条関係）
5 両締約国は、世界貿易機関設立協定附属書一A貿易に関する多數国間協定に基づく権利及び義務に影響を及ぼすものと解してはならないことを規定している。（第六条関係）
6 各締約国は、自國の関係法令に従い、この協定の対象となる事項に関する腐敗行為の防止等のために措置をとること等を確保するよう努めることを規定している。（第七条関係）
7 一方の締約国は、外国人の入国等に関する自國の法令に従うことを条件として、他方の締約国の国籍を有する自然人に対し、投資に関連する活動に従事することを目的として自國の領域に入国し、及び滞在することを許可することを規定している。（第八条関係）
8 一方の締約国は、外國人の入国等に関する自國の法令に従うことを条件として、他方の締約国の国籍を有する自然人に対し、投資に関連する活動に従事することを目的として自國の領域に入国し、及び滞在することを許可することを規定している。（第九条関係）
9 いすれの締約国も、公共の目的のためのものであること等の要件を満たさない限り、収用、国有化等を実施してはならないこと等を規定している。（第十一条関係）
10 一方の締約国は、武力紛争等により投資財産に関して損失等を被った他方の締約国の投資家に対する原状回復等に関し、内国民待遇又は最惠国待遇を与えること等を規定している。（第一〇条関係）
11 一方の締約国は、一定の場合を除くほか、他方の締約国の投資家の投資財産に関連する全ての資金の移転が、自由に、かつ、遅滞なく行われることを確保すること等を規定している。（第一一一条関係）
12 いすれの締約国も、国際收支及び对外支払に関する重大な困難が生じている場合には、国境を越える資本取引等について措置を採用し、又は維持することができる」と等を規定している。（第一二条関係）
13 締約国は、信用秩序の維持のための措置をとることを妨げられないこと等を規定している。（第一三条関係）

第一条中第十三号の五を第十三号の六とし、第十三号の四を第十三号の五とし、第十三号の三を第十三号の四とし、第十三号の二の次に次の一号を加える。

十三条の三 ジフチル(ジクロロ)スタンナン及びこれを含有する製剤

第二条第一項中第四号の八を第四号の九とし、第四号の七を第四号の八とし、第四号の六の次に次の一号を加える。

四の七 一アミノプロパン一一オール及びこれを含有する製剤。ただし、一アミノプロパン一一オール四%以下を含有するものを除く。

第二条第一項第八号の次に次の一号を加える。

八の二 二イソブトキシエタノール及びこれを含有する製剤。ただし、二イソブトキシエタノール一〇%以下を含有するものを除く。

第二条第一項中第十八号の四を第十八号の五とし、第十八号の三の次に次の一号を加える。

十八の四 オキシラン一一イルメチルリマタクリート及びこれを含有する製剤

第二条第一項中第二十八号の十四を第二十八号の十五とし、第二十八号の九から第二十八号の十三までを一号ずつ繰り下げ、第二十八号の八の次に次の一号を加える。

二十八の九 一クロロ一四ニトロベンゼン及びこれを含有する製剤

第二条第一項第三十二号中(184)を(186)とし、(110)から(183)までを(112)から(185)までとし、(109)を(110)とし、その次に次のように加える。

(111) 三・四ジメチルベンゾニトリル及びこれを含有する製剤

第二条第一項第三十二号中(108)を(109)とし、(109)から(107)までを(108)から(108)までとし、(108)の次に次のように加える。

(112) 四エチルオクタ一三エンニトリル及びこれを含有する製剤

第二条第一項中第四十一号の四を第四十一号の五とし、第四十一号の三の次に次の一号を加える。

四十一の四 二・四ジクロロフェノール及びこれを含有する製剤

第二条第一項第六十八号の三ただし書中「〇・三%」を「〇・五%」に改め、同項第七十八号の次に次の一号を加える。

七十八の二 ノニルフェノール及びこれを含有する製剤。ただし、ノニルフェノール一%以下を含有するものを除く。

第二条第一項第八十二号の次に次の一号を加える。

八十二の二 一ビニル一一ビロリドン及びこれを含有する製剤。ただし、一ビニル一一ビロリドン一〇%以下を含有するものを除く。

第二条第一項第八十五号の十二の次に次の二号を加える。

八十五の十三 ふつ化アンモニウム及びこれを含有する製剤

八十五の十四 ふつ化ナトリウム及びこれを含有する製剤。ただし、ふつ化ナトリウム六%以下を含有するものを除く。

第二条第一項第九十二号の二の次に次の二号を加える。

九十二の三 ベンゼン一一四ジカルボニルリジクロリド及びこれを含有する製剤

九十二の四 ベンゾイルリクロリド及びこれを含有する製剤。ただし、ベンゾイルリクロリド〇・〇五%以下を含有するものを除く。

第二条第一項中第九十八号の十二を第九十八号の十三とし、第九十八号の八から第九十八号の十一までを一号ずつ繰り下げ、第九十八号の七の次に次の一号を加える。

九十八の八 メタンスルホン酸及びこれを含有する製剤。ただし、メタンスルホン酸〇・五%以下を含有するものを除く。

政令第二百三号

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令

内閣は、毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三号)別表第一第二十八号、別表第二第九十四号及び第二十三条の五の規定に基づき、この政令を制定する。

毒物及び劇物指定令(昭和四十一年政令第二号)の一部を次のように改正する。

第一条中第六号の十五を第六号の十六とし、第六号の十四を第六号の十五とし、第六号の十三を第六号の十四とし、第六号の十二の次に次の一号を加える。

六の十三 酸化コバルト(II)及びこれを含有する製剤

第二条第一項第一百二号の三の次に次の二号を加える。
 百二の四 硫化水素ナトリウム及びこれを含有する製剤
 百二の五 硫化二ナトリウム及びこれを含有する製剤

附 則

(施行期日)

- 1 この政令は、令和二年七月一日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号及び第六十八号の三ただし書の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後第一条第六号の十三及び第十三号の三並びに第二条第一項第四号の七、第八号の二、第十八号の四、第二十八号の九、第四十一号の四、第七十八号の二、第八十二号の二、第八十五号の十三、第八十五号の十四、第九十二号の三、第九十二号の四、第九十八号の八、第一百二号の四及び第一百二号の五に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、令和二年九月三十日までは、毒物及び劇物取締法

(次項において「法」という)第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

- 3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、令和二年九月三十日までは、法第十二条第一項(法第二十二条第五項において準用する場合を含む。)及び第二項の規定は、適用しない。

厚生労働大臣 加藤 勝信
内閣総理大臣 安倍 晋三